

令和 6 年 10 月 3 日

【件 名】

懲戒処分について

【内 容】

令和 6 年 10 月 3 日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 飲酒運転以外の人身を伴う交通事故に係る処分

項 目	内 容
被処分職員	監査委員事務局 主任 40 歳代
処分内容	戒告
処分の理由	令和 5 年 6 月 21 日午後 11 時 50 分頃、公務外で三条市内の国道 8 号を自家用車で走行中に、進路の安全確認不十分により進路前方で減速走行していた相手車両に衝突し、相手車両運転者を負傷させたもの。 このことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号の規定により処分する。

2 飲酒運転以外の人身を伴う交通事故に係る処分

項 目	内 容
被処分職員	教育委員会事務局学校教育課 会計年度任用職員 40 歳代
処分内容	戒告
処分の理由	令和 6 年 3 月 4 日午後 1 時 30 分頃、公務外で魚沼市中原地内の国道 17 号を自家用車で走行中に、進路の安全確認不十分により対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを見落とし、停止せずに交差点に侵入し、右方道路から青色の灯火信号に従い進行してきた相手車両 A に衝突し、その衝撃により相手車両 A をその右前部に押し出し、同車右前部を対向進行してきた車両 B に衝突させ、相手車両 A の運転者を負傷させたもの。 このことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号の規定により処分する。

市長のコメント

このたびの交通事故につきましては、極めて遺憾であり、心より深くお詫び申し上げます。

事故再発防止に向け、改めて職員に対し交通事故・違反の防止を指導し、市民の皆様の信頼回復と安全運転の励行、交通法規等の遵守に努めてまいります。

<お問合せ先>

魚沼市総務政策部 総務人事課長 浅井

電話 025-792-9203